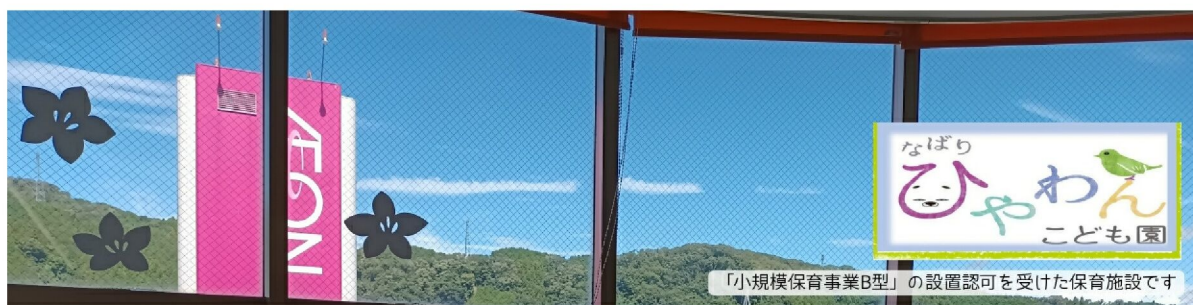




「なばりのひやわん」は、名張のまちなかの“ひやわい”に住む能面の顔をした犬で、
名張の町が好きな人にしか見えないとされているご当地キャラクターです。
このことから、園児たちが皆さんに愛され、親しまれる保育園として
「なばりひやわんこども園」と名付けました。



保育の目標



＊安全な環境の中で、一人ひとりの子どもの成長発達を見守り、快適で楽しい生活ができるようにします。
＊人との関わりを大切にし、思いやりのある優しい心を育てるようにします。

めざす子ども像



＊きょうだいのような触れ合いを通して、自分の思いを伝えられる子ども
＊ありのままの姿で、たくさんの愛情を受け、情緒が安定した中で自分の思いを表現できる子ども
＊家庭的な雰囲気の中で「よく食べ」「よく遊び」「よく眠る」という基本的な生活習慣を身につけた子ども
＊地域の方との触れあいを通して周囲の環境への興味や関心をもち、豊かな感性と優しい心をもつ子ども

日頃の保育



保育の内容盛りだくさん!!
いろんな所へもお散歩に出かけます

園の魅力



地域の方とのふれあい



地域の方に見守られ関わりながら
温かさを感じています

食育



いろいろな 食材に触れる機会を
大切にしています

知育教室

リトミック

講師の先生を迎え
普段できない
経験をしています。

からだを
つかって
あそぼ

えいごで
あそぼ

施設案内

- ★定員：12名(0～2歳)
- ★開園時間：午前7時30分～午後6時30分(月～金曜日)
午前7時30分～午後6時(土曜日)
- ★休園日：日曜、祝日、年末年始
- ★職員数：園長、保育士8名、子育て支援員4名
給食調理員、事務員

保護者の方の負担が少ない

- ◆持ち物は最小限(おてふき、食事前エプロン、おしりマットは園で用意。オムツも園で処理)
- ◆保育料以外の利用負担(令和7年度現在)
入園、進級時に、0歳児…190円 1,2歳児…880円を徴収(連絡帳・シール帳・シール)
その後、連絡帳の追加時に、190円を徴収(年に3～4回)
その他の行事、保育に関する費用の徴収はしません(園負担)



〒518-0725
名張市元町376番地 イオン名張店3階
なばりひやわんこども園

TEL・FAX：0595-51-6156

園児学は随時受付中です
ご連絡お待ちしております



なばりひやわんこども園HP

保育時間 ※開園時間の中で、保護者の方の状況により認定された時間区分での利用になります。

月曜日～金曜日 ○短時間利用の場合○

7:30 8:00 8:30 16:30 17:00 17:30 18:30

時間外保育	保育短時間	時間外保育
-------	-------	-------

スポット保育(有料)

スポット保育(有料)

○標準時間利用の場合○

7:30 18:30

保育標準時間(就労等の実態に合わせて認定された時間での利用となります)

土曜日 ○短時間利用の場合○

7:30 8:00 8:30 16:30 17:00 17:30 18:00

時間外保育	保育短時間	時間外保育
-------	-------	-------

スポット保育(有料)

スポット保育(有料)

○標準時間利用の場合○

7:30 18:00

保育標準時間(就労等の実態に合わせて認定された時間での利用となります)

年間行事予定

お誕生会、避難訓練、交通安全指導、身体測定、水遊び
 サツマイモの苗植え、春と秋に野菜収穫、運動会
 お楽しみ会(七夕・ハロウィン・秋祭り・クリスマス・節分など)
 個人懇談、給食試食会、保育参観、尿検査、内科健診、歯科健診
 はじまりのつどい、おわかれ会



ひやわんが来てくれることもあるよ



防災頭巾を被って避難!



園前の広場で「縁日あそび」!



ハッピーを着てお祭りの準備



近くの畑で野菜の苗植えや収穫をしています



かわいい仮装でイオン店内パレード



屋上でチャプチャプ



室内でお家の人と



えびす神社へお参り

緊急時における対処法

- 保育の提供時に園児に病状の急変、その他の緊急事態が生じた際には、速やかに嘱託医または園児の主治医に連絡するなど、必要な措置を講じます。
- 保育の提供により事故が発生した場合は、名張市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- 事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。
- 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

非常災害時の対応

- 消防計画を作成し、防災管理者又は火気・消防等についての責任者を定めます。○園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため
- 毎月1回以上、避難(火災・地震・不審者等)及び消火等に係る訓練を実施します。責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに
- 水害(洪水)発生に備え避難確保計画を作成し、防災教育や避難訓練を実施します。職員に対する研修の実施、その他必要な措置を講じます。

虐待防止のための措置

園での一日



登園
 (検温・朝の支度・自由遊び)

片付け トイレ 朝の会
 おやつ
 絵本読み聞かせ
 制作・散歩など
 トイレ・手洗い
 給食
 お昼寝
 検温 トイレ 手洗い
 おやつ
 絵本読み聞かせ
 自由遊び
 (各自お迎え)
 降園